

令和3年度（2021年度）

農業センターのあらかし



**旭川市農業センター
（愛称：花菜里ランド）**

《本編》

1	設置目的	1
2	沿革	1
3	施設及び機能	
(1)	所在地及び規模	2
(2)	建設期間	2
(3)	総事業費	2
(4)	施設規模	
ア	主要施設	3
イ	施設利用区分	3
(5)	機能別施設	
ア	農業支援機能	3
イ	都市と農村の交流機能	4
4	業務内容	
(1)	業務の概要	
ア	農業支援機能	4
イ	都市と農村の交流機能	4
(2)	主要事業の概要	
ア	農業支援機能	
(ア)	野菜・花きの生産技術の試験研究	4
(イ)	土壌診断推進事業	5
(ウ)	土づくり対策支援事業	6
(エ)	クリーン農業技術試験研究事業	6
(オ)	園芸参入者フォローアップ強化事業	6
(カ)	各種研修会及び視察対応	7
イ	都市と農村の交流機能	
(ア)	各種講座の開催	7
(イ)	体験農園の貸出し	8
(ウ)	農産加工品の試作体験	8
(エ)	家庭菜園相談の受付	8
5	機構及び事務分掌	
(1)	機構	9
(2)	職員構成	9
(3)	事務分掌	9
6	農業センター予算の推移	9

《資料編》

1	農業センター来場者数の推移	10
2	施設利用の状況	
(1)	施設利用	10
(2)	土壌分析依頼	10
(3)	体験農園応募状況	10
3	年度別試験研究一覧	11
4	旭川市農業センター条例	12
5	旭川市農業センター条例施行規則	14
6	旭川市農業センター農産加工設備使用料に関する要綱	17
7	旭川市農業センター施設運営基準	17
8	旭川市農業センター運営懇話会開催要綱	21
9	旭川市農業センターにおける試料の分析の取扱要領	21
10	施設の配置図	22
11	令和3年度 ハウス利用計画図	23
12	令和3年度 露地ほ場配置図	24

1 設置目的

本市農業の振興を効率的に推進するため、各種の農業支援機能を集積するとともに、都市と農村の交流機能を兼ね備えた総合的な農業支援体制の拠点化を図ることを目的としています。

2 沿革

本市における園芸作物の振興により農業経営の安定化を図るため、地域農業者の強い要望を受け、昭和42年、前身である旭川市園芸センターが生まれました。その後、稲作からの転作強化を背景に園芸作物栽培への期待が高まる中、生産現場で抱えている技術課題に対応するため、一貫して地域に適応した栽培技術の確立・普及を目的とした試験研究に取り組んできました。その間、昭和47年には農業研修所を設置し、農業後継者の技術研修の場を提供するなど、旭川農業の複合経営の確立に向けた事業の展開を図っております。

昭和61年からは組織培養技術を用いた優良種苗の増殖や新品種開発に取り組み、平成2年には、野菜・花きの育苗生産省力化対策として成型苗生産供給システム化開発を全道に先駆けて着手するなど、これらの実績は、本市の農業振興の発展に大きく貢献してきました。

平成9年には、旭川市農業総合ゾーン整備計画の一環として、本市農業の振興をより効率的に推進するため、これまでの「農業支援機能」に土壌分析業務を追加し、新たに「都市と農村の交流機能」を兼ね備えた総合的な農業支援の拠点施設「旭川市農業センター」がリニューアルオープンしました。

現在は『花菜里（かなり）ランド』の愛称で多くの市民から親しまれており、今後の成果に、市内農業者をはじめ多くの市民から大きな期待が寄せられています。

年 月	主 な 出 来 事
S40. 11 (1965)	園芸センター仮事務所建設着工
S42. 4 (1967)	旭川市園芸センター供用開始 （第2種施設・規則制定）
S44. 6 (1969)	レンゲツツジ100万本の育成開始
S47. 6 (1972)	旭川市園芸センター供用開始（第1種施設・条例制定）
S47. 8 (1972)	農業研修所（事務所、研修所、講堂ほか）落成記念式
S47. 9 (1972)	宿泊農業研修生（3ヶ月間）受入実施
S48. 11 (1973)	中国（北京市）へセンターで育成したレンゲツツジ1,000本贈呈 （返礼として、白揚ヤナギ5本、マントウヤナギ5本受領）
S51. 4 (1976)	ツツジを旭川市民の花として告示
S51. 5 (1976)	センターで育成したレンゲツツジ苗木を市内全戸へ配付
S61. 1 (1986)	アイスシェル野菜氷温貯蔵試験
S61. 4 (1986)	組織培養研究開発事業及び養液栽培調査研究事業の導入
H 2. 4 (1990)	・ 成型苗生産システム事業の導入 ・ 野菜、花き現地試験ほ設置事業創設
H 3. 4 (1991)	オリエンタル系ユリ“白妙”の大量増殖業務事業開始 （ホクレンと連携）
H 7. 1 (1995)	旭川市農業総合ゾーン整備事業着手

年 月	主 な 出 来 事
H 9. 4 (1997)	旭川市農業センター（愛称：花菜里ランド）供用開始（第1種施設・条例制定），同開所記念式及び祝賀会実施，土壤分析業務開始
H 9.11 (1997)	旭川市農業センター運営懇話会設置 (旭川市農業センター運営懇話会設置要領を施行)
H10. 6 (1998)	全体オープン（建設工事しゅん工），オープンイベントとして花菜里ランドフェスティバルを開催 ※ 5/24体験農園開設（80区画）
H10. 9 (1998)	第40回全国市立農場協議会開催（旭川市）
H12. 7 (2000)	農産物直売コーナーの開設（JAあさひかわ）
H13. 5 (2001)	体験農園を5区画増設（85区画）
H15. 4 (2003)	農業センター本館施設管理をＪＡあさひかわへ業務委託
H17. 4 (2005)	残留農薬分析業務開始
H19. 5 (2007)	体験農園の1区画面積（16㎡）を変更し，21区画を増設（106区画）
H20. 5 (2008)	旭川市機構改革により農業センターは2係制となる。
H22. 5 (2010)	体験農園を2区画増設（108区画）
H22. 6 (2010)	農産物直売コーナーの廃止（JAあさひかわ）
H24. 4 (2012)	旭川市機構改革により農業センターは1係制となる。
H31. 3 (2019)	旭川市農業センター運営懇話会改編 (旭川市農業センター運営懇話会開催要綱を施行，H9施行の設置要領は廃止)
R3. 3 (2021)	農業センター本館施設管理の業務委託に競争入札を導入

3 施設及び機能

(1)所在地及び規模

所在地：旭川市神居町雨紛

敷地面積：91,388.95㎡

(2)建設期間

平成6年度～平成10年度

(3)総事業費

約23億円

内訳（補助事業導入）

地域農業基盤確立農業構造改善事業費

10.3億円（国費1/2補助）

集落環境整備事業費

9.5億円（国費1/2補助）

単独事業費

3.2億円

(4) 施設規模

ア 主要施設

施設等の名称	面積	構造	詳細
農業センター本館	1,362.6㎡	鉄筋コンクリート造平屋	事務室 107.4㎡ 情報処理室 36.2㎡ 研修室 49.5㎡ 会議室 82.8㎡ 組織培養室 155.8㎡ 土壌分析室 143.6㎡ (残留農薬分析室を含む。) 農産加工室 79.2㎡ 和室 28.8㎡ ホール 182.4㎡ ロビー 81.1㎡ トイレほか 415.8㎡
温室(4棟), 温室管理棟	1,026㎡	鉄骨造平屋	—
農場管理棟	550㎡	鉄骨造平屋	—
設備棟及び浄化槽棟	195㎡	鉄筋コンクリート造平屋	97.5㎡×2棟
体験農園管理棟	91㎡	鉄筋コンクリート造平屋	建築面積120㎡
屋外トイレ(2棟)	88㎡	鉄筋コンクリート造平屋	52㎡+36㎡

イ 施設利用区分

用途	面積	備考
施設栽培ほ場	0.8ha	硬質フィルムハウス2棟, ビニールハウス15棟
露地栽培ほ場	1.9ha	—
建築物	0.3ha	本館, 温室管理棟, 農場管理棟, 設備棟ほか
体験農園	0.3ha	108区画(1区画16㎡)
駐車場	0.5ha	普通車100台, 大型車対応可能, 障害者用4台
農業公園ほか	5.4ha	芝生広場, 多目的広場を含む。

(5) 機能別施設

ア 農業支援機能

施設等の名称	機能
土壌分析室	適正施肥栽培の土づくりのための土壌分析
残留農薬分析室	農産物の残留農薬分析によるクリーン農業の推進
組織培養室	組織培養による優良種苗増殖の研究開発
研修室	農業図書類を配置した農業研修, 営農相談及び会議室
培養苗温室	優良苗の順化, 育苗
成型苗温室(2棟)	育苗試験及び自家育苗
展示温室	鉢花などの展示
農場管理棟	試験作物の調査室及び農業資材・農機具の格納庫
硬質フィルムハウス(2棟)	栽培展示及び育苗
ビニールハウス(15棟)	野菜・花きの栽培試験他
露地ほ場	野菜・花きの栽培試験他

イ 都市と農村の交流機能

施設等の名称	機 能
ホール	各種研修会，バドミントン・卓球などの軽スポーツ
和室	懇談会，勉強会などの各種会合
農産加工室	ジュース，みそ，こうじ，アイスクリームなどの農産加工体験
体験農園	農業に対する理解を深めてもらうための貸農園 (108区画：1区画16㎡)
農業公園	樹木園，池（すいれん池ほか3,000㎡） 花き・花木見本園，大花壇（約2,000㎡）などを配置した公園

4 業務内容

(1) 業務の概要

旭川市農業センター（愛称：花菜里(かなり)ランド）は，旭川市の農業を推進するための各種農業支援機能と都市と農村の交流機能を兼ね備えた総合的な農業支援施設です。

平成9年のリニューアルを機に市民の皆様からの公募により決定した愛称「花菜里ランド」には，「花と野菜の里」として広く市民に親しんでほしいという願いが込められています。

ア 農業支援機能

野菜・花きの栽培試験をはじめ，クリーン農業関連試験など，地域に適応した栽培技術の確立を目指した生産技術の研究や生産者向けの技術研修会を実施しています。

また，健全な土づくりと作物別適正施肥栽培を推進するため，土壌の分析と診断を行っています。

平成17年度からは残留農薬分析業務を開始し，農産物の栽培体系の検証や農薬使用基準の見直しに役立て，クリーン農業を推進しています。

イ 都市と農村の交流機能

農業にふれあい親しむ場を提供するため，農業に関わる講習会を開催するとともに，アイスクリームなど農産加工品の試作等ができる農産加工室の貸出しを行っています。また，様々な宿根草・花木が植栽された農業公園の開放や野菜づくりの体験学習の場として農園の貸出しを行っています。

自然や花木にふれるために訪れる市民向けに，名表示・説明板を順次整備していきます。



(2) 主要事業の概要

ア 農業支援機能

(ア) 野菜・花きの生産技術の試験研究

① 始 期 昭和42年度

② 事業内容

生産現場で抱えている技術課題に対応するため，地域に適応した野菜・花き栽培技術の確立に向けた試験研究に取り組んでいます。

③ 令和2年度事業実績（項目は資料編に掲載）

- ・夏秋トマトの養液栽培試験
- ・摘み取り春菊の栽培法試験ほか 計11課題

④ 令和3年度事業計画（項目は資料編に掲載）

- ・サラダナの作期別品種比較試験
- ・チンゲンサイの直播栽培試験ほか 計11課題



夏秋トマトの養液栽培試験

(イ) 土壌診断推進事業

①始 期 平成9年度

②事業内容

健全な土づくりと作物別の適正施肥栽培の普及を図るため、市内で農業を営む方を主な対象として、土壌の分析とその結果に基づいた診断を実施しています。

③分析項目

作物別分析項目

分析区分 一般分析：◎，総合分析：◎＋○

No	作物区分 分析項目	水稻		畑作				野菜	花き	果樹	草地
		苗床	本田	麦類	豆類	そば	根菜類				
1	pH (H ₂ O)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	電気伝導度 (EC)	◎						◎	◎	◎	◎
3	有効態リン酸 (P ₂ O ₅)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4	交換性石灰 (CaO)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5	交換性苦土 (MgO)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6	交換性加里 (K ₂ O)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
7	塩基交換容量 (CEC)	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
8	可給態ケイ酸 (SiO ₂)		◎								
9	リン酸吸収係数			○	○	○	○	○	○	○	○
10	硝酸態窒素 (NO ₃ -N)							○	○		
11	熱水抽出性窒素			○	○	○	○	○	○	○	
12	可溶性銅 (Cu)			○	○						
13	可溶性亜鉛 (Zn)				○						
14	易還元性マンガン (Mn)		○		○						
15	熱水可溶性ホウ素 (B)				○		○	○	○	○	
16	遊離酸化鉄 (Fe)		○								
17	培養窒素		○								

※分析手数料 ・一般分析：700円（1検体当たり）

・総合分析：1,170円（1検体当たり）

④令和2年度事業実績（事業費4,197千円）

土壌分析診断実績

・一般分析： 306件

・総合分析：1,107件

⑤令和3年度事業計画（予算額4,045千円）

土壌分析診断（計画）

・一般分析： 300件

・総合分析：1,800件



土壌分析作業

(ウ) 土づくり対策支援事業（令和3年度新事業）

①始 期 令和3年度

②事業内容

更なる土壌診断の利用促進及び適正施肥栽培の普及を図り、生産者の生産の安定化及び営農コストの低減に資するため、土づくりについての相談・助言体制及び情報発信を強化する。

③令和3年度事業計画（予算額2,514千円）

- ・ほ場巡回による技術課題の解決に向けた指導及び助言
- ・適正施肥や栽培技術等の情報発信

(エ) クリーン農業技術試験研究事業

①始 期 平成16年度

②事業内容

環境に調和し、安全で高品質なクリーン農産物の栽培技術を調査検証し、かつ、試験業務として残留農薬分析を行うことにより市内農産物の実態を検証することで、クリーン度を追求した減農薬栽培法の確立と普及に向けて取り組んでいます。



GC/MS解析作業

③令和2年度事業実績（事業費1,860千円）

- ・土壌施用剤使用後の後作物残留試験の実施
旭川作物の安全安心な輪作体系構築のためのデータ取得を目的とした農薬残留試験の実施
- ・残留農薬分析
栽培防除体系の検証のために33品目44検体の分析を実施
農協直営直売所販売品について20品目25検体の分析を実施
- ・残留農薬事故防止を目的とした農薬の適正使用等に関する普及啓発活動 など

④令和3年度事業計画（予算額2,245千円）

- ・残留農薬分析
旭川青果連出荷物及び直売所販売品について、令和2年度と同程度の規模で実施予定
- ・残留農薬事故防止を目的とした普及啓発活動、旭川青果連GAP推進の取組への支援

(オ) 園芸参入者フォローアップ強化事業

①始 期 平成30年度

②事業内容

道認定の研修教育機関として新規就農希望者を研修生として受け入れ、農業センターほ場での研修や外部講師の講義を行い、新規担い手の育成を行います。

また、新規園芸参入者（新規就農を含む。）も研修対象とし、営農面の基本技術や農業機械、経営面の基礎知識等の提供、巡回指導により、早期の経営安定化に寄与します。

③令和2年度事業実績（事業費 154千円）

- ・農業センターほ場での技術研修
- ・外部講師による農業機械、経営面等の研修
- ・タブレットを携行し発信力を強化した巡回の実施

④令和3年度事業計画（予算額 156千円）

- ・農業センターほ場での技術研修
- ・外部講師による農業機械、経営面等の研修
- ・タブレットを携行し発信力を強化した巡回の実施

(カ) 各種研修会及び視察対応（令和2年度実績：19回）

農業関係機関、団体等と連携しながら、生産者を対象とした各種研修会を通じて栽培技術に関する情報提供等を行っています。

	月 日	件 名	参加人数
技術研修会	6月23日	園芸参入者技術研修 第1回（6月23日）～第7回（3月16日）	48人
	10月9日	さつまいも現地研修会	20人
視察等 対応	7月12日	市民農業大学講座（花菜里LAND見学 AND THE☆学）	17人
	7月15日	J A北ひびき剣淵女性部視察	8人
	8月19日	中山間剣淵集落視察	14人
	9月4日	地域農業技術センター連絡会議（NATEC） 視察	50人
	10月13日	北海道深川東高等学校視察	27人
	10月16日	渡島農業改良普及センター先進地事例調査	3人

（主なもののみ掲載）

イ 都市と農村の交流機能

（ア）各種講座の開催

①始 期 平成10年度

②事業内容

市民体験農園の利用者や家庭菜園に関心のある方等を対象とした各種講座の開催を通して、農業への理解をより一層深めてもらうとともに、地場農産物の消費拡大の推進に寄与します。

③令和2年度事業実績

	月 日	講 座 名	講 師	参加数	受講料
1	6月14日	トマトやナスの脇芽処理実技	内部講師	16人	無料
2	7月12日	夏野菜後半の管理と秋どり野菜の講習会	〃	33人	無料
3	9月13日	来シーズンに向けての実になる話	〃	27人	無料

④令和3年度事業計画

	月 日	講 座 名	講 師	募集数	受講料
1	5月16日	誰でもできる！楽しい野菜づくり	内部講師	56人	無料
2	6月13日	トマトやナスの脇芽処理	〃	56人	無料
3	7月11日	夏野菜の管理と秋どり野菜の講習会	〃	56人	無料
4	9月12日	来シーズンに向けての実になる話	〃	56人	無料



家庭菜園講習会

(イ) 体験農園の貸出し

①始 期 平成10年度

②事業内容

野菜や花づくりを通じて農業への理解を深めてもらうため、体験農園の貸出しを行っています。

③体験農園の概要（令和3年度）

- ・ 募集区画数： 108区画（1区画4m×4m）
- ・ 応募者数： 168人
- ・ 利用期間： 5月1日（土）から 10月31日（日）まで
- ・ 利用時間： 午前7時45分～午後6時45分まで
- ・ 利用料金： 1区画 2,400円
- ・ 利用設備： 体験農園管理棟（休憩室、貸農具、トイレ、洗い場）、駐車場、散水栓など
- ・ 利用特典： 農具の無料貸出し、専門指導員の栽培アドバイスなど

(ウ) 農産加工品の試作体験

①始 期 平成10年度

②事業内容

アイスクリームやトマトジュースなど様々な農産加工品の試作体験を通して農業や食材としての農産物に対する理解を深めてもらうため、農産加工室及び加工設備の貸出しを行っています。



アイスクリームづくり

③主な農産加工設備

アイスクリーム加工用機器（フリーザー、パステライザー）、豆腐加工用機器（サワーボーイ、圧搾機）、みそ加工用機器（糞機、ミートチョッパー、フードミキサー）、真空包装機、消毒保管機、蒸し器、回転釜ほか

④種類 主な加工品目と使用料（消費税及び地方消費税を含む。）

種 類	主な加工品目	使用料
ジュース類	トマトジュース シソジュース	製品 1 ㍤につき40円
農産加工品類	豆腐 こうじみそ 五目の具 カボチャポタージュ 寿司あげ	原料 1 kgにつき70円
牛乳加工類	アイスクリーム	原料 1 ㍤につき150円

(エ) 家庭菜園相談の受付

①始 期 平成10年度

②事業内容

専門の指導員による家庭菜園の相談を随時電話又は来所により受け付けています。

③令和2年度相談実績

区 分	野 菜	土壌肥料	病虫害	その他	合 計
来 所	28件	9件	11件	15件	63件
電 話	191件	29件	22件	28件	270件
メー ル	2件				2件
合 計	221件	38件	33件	43件	335件

※来所には、体験農園における相談業務を除きます。

5 機構及び事務分掌

(1) 機構

部	課	係
農政部	農業センター	技術普及係

(2) 職員構成（令和3年度）

区 分	人 数	備 考
所 長	1	
副 所 長	1	技術普及係長事務取扱
主 査	6	
職 員	5	
（定数職員計）	13	
会計年度 任用職員	22	農業技術指導員（2），施設管理人（4），専門補助員（2），一般作業員（14（時期により雇用人数は変動します。））
合 計	35	

(3) 事務分掌（技術普及係）

- ・ 野菜，花き等の生産技術に係る調査，研究開発及び普及に関すること。
- ・ 優良種苗の導入，保存及び生産に関すること。
- ・ 依頼された試料の分析及び検査の実施に関すること。
- ・ 技術普及に係る研修会，検討会等の開催に関すること。
- ・ 各種事業の企画及び実施に関すること。
- ・ 農業に係る資料及び情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- ・ その他センターに関すること。

6 農業センター予算の推移

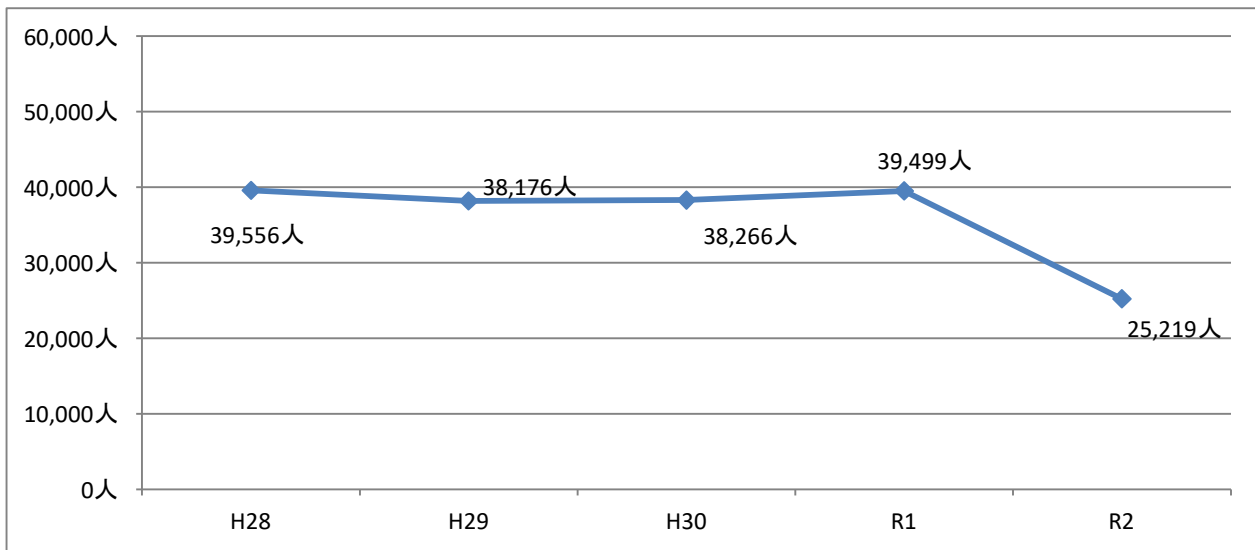
（単位：千円）

年 度		経常費	臨時費	合 計
平成30年度（決算額）		56,375	12,168	68,543
令和元年度（決算額）		57,277	13,303	70,580
令和2年度（決算額）		55,674	10,641	66,315
令和3年度（予算額）		57,933	10,553	68,486
内 訳	農業センター管理費	57,933	—	57,933
	土壌診断推進費	—	4,045	4,045
	土づくり対策支援費	—	2,514	2,514
	クリーン農業技術試験研究費	—	2,245	2,245
	園芸参入者フォローアップ強化費	—	156	156
	農業センター施設改修費	—	438	438
	農業センター車両購入費	—	1,155	1,155

農業センターのあらし (資料編)



1 農業センター来場者数の推移(直近5年間)



2 施設利用の状況

(1) 施設利用(直近5年間)

年度 区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
和室	54件	682人	46件	571人	48件	678人	47件	638人	15件	138人
ホール	173件	3,209人	157件	2,559人	248件	4,315人	250件	3,638人	154件	1,581人
農産加工室	228件	1,082人	202件	942人	197件	970人	205件	1,194人	143件	659人

(2) 土壌分析依頼(直近5年間)

年度 区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般分析	250点	293点	219点	228点	306点
総合分析	1,281点	1,321点	1,863点	1,316点	1,107点
合計	1,531点	1,614点	2,082点	1,544点	1,413点

(令和2年度土壌分析点数内訳)

水田		育苗土		畑		野菜		花き		草地・果樹		家庭菜園		計	
一般	総合	一般	総合	一般	総合	一般	総合	一般	総合	一般	総合	一般	総合	一般	総合
32	343	218	94	12	94	18	465	4	8	17	53	5	50	306	1,107

(3) 体験農園応募状況(直近5年間)

年度 区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	倍率	件数	倍率	件数	倍率	件数	倍率	件数	倍率
体験農園	344件	3.2倍	301件	2.8倍	262件	2.4倍	164件	1.5倍	168件	1.6倍

3 年度別試験研究一覧(今年度計画及び直近3か年)

①令和3年度(11課題) ※課題数は、参考調査・展示を含まない。

- ・夏秋トマトの養液栽培試験
- ・さつまいもの品種比較試験
- ・サラダナの作期別品種比較試験
- ・コマツナの作期別品種比較試験
- ・チンゲンサイの直播栽培試験
- ・ハウレンソウの作期別品種比較試験
- ・パセリの品種比較試験
- ・摘み取り春菊の品種比較試験
- ・シャインマスカットの栽培法試験
- ・タラノキの増殖法検討試験
- ・冬季のコマツナにおける播種適期等に関する調査

②令和2年度(11課題)

- ・夏秋トマトの養液栽培試験
- ・ハウレンソウの作期別品種比較試験
- ・パセリのうどんこ病対策検討試験
- ・摘み取り春菊の栽培法試験
- ・リーフレタス及びサニーレタスにおける根腐病抵抗性品種の特性調査
- ・春どりレタス栽培法試験
- ・短節間カボチャ「おいとけ栗たん」の栽植方法検討試験
- ・さつまいも品種比較試験
- ・冬季のコマツナにおける品種特性調査
- ・雪中貯蔵におけるブロッコリーの品種特性調査
- ・土壌施用剤使用後の後作物残留試験

③令和元年度(9課題)

- ・トルコギキョウ早期出荷可能性検討試験
- ・スターチス・シヌアータの品種比較試験
- ・パセリの新規薬剤導入検討試験
- ・ミニトマト新系統「C7-276」の特性調査
- ・短節間カボチャ「おいとけ栗たん」の品種特性調査
- ・雪の下ニンジンの品種比較試験
- ・冬季の小カブ栽培における移植適期検討試験
- ・寒締めハウレンソウ栽培におけるマルチ資材の比較試験
- ・土壌施用剤使用後の後作物残留試験

④平成30年度(13課題)

- ・トルコギキョウ新品種適応性試験
- ・トルコギキョウ早期出荷可能性検討試験
- ・ブプレウルムの栽培法試験
- ・スターチス・シヌアータの栽培管理法比較試験
- ・果菜類栽培における細霧灌水資材の効果確認試験
- ・春どりレタス品種比較試験
- ・中間期におけるチンゲンサイの品種比較試験
- ・抽台危険期におけるハウレンソウの品種比較試験
- ・サヤインゲンの品種比較試験
- ・ラッカセイの露地栽培試験
- ・雪の下ニンジンの品種比較試験
- ・冬季の小カブ栽培における移植適期検討試験
- ・寒締めハウレンソウ栽培におけるマルチ資材の比較試験

4 旭川市農業センター条例

平成9年3月31日 条例27号

改正 平成10年 3月30日条例第17号
平成12年 3月31日条例第69号
平成17年12月15日条例第77号
令和元年9月13日条例第83号

旭川市園芸センター条例（昭和47年旭川市条例第26号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市は、農業技術の研究、開発及び研修を行うことにより、農業の振興を図り、あわせて農業に親しむ場を提供するため、旭川市農業センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターの位置は、旭川市神居町雨紛とする。

（事業）

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生産技術の研究、開発及び普及
- (2) 優良種苗の保存及び増殖
- (3) 試料の分析及び検査
- (4) 技術情報の収集及び提供
- (5) 講習会、研修会等の開催
- (6) その他市長が必要と認める事業

（使用の承認）

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、センターの管理運営上必要があると認めたときは、その使用について条件を付することができる。

3 市長は、次の各号の一に該当する場合は、使用の承認をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの管理運営上支障があるとき。
- (3) その他市長が使用を不適當と認めたとき。

4 市長は、使用を不適當と認めたときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

（使用料等）

第5条 センターを使用する者は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 農産加工のための設備を使用する者は、市長が別に定める使用料を納入しなければならない。

3 センターに試料の分析を依頼する者は、別表第2に定める手数料を納入しなければならない。

4 市長は、特別の理由があると認めたときは、第1項の使用料及び前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

5 使用料及び手数料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

6 既に納入した使用料及び手数料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰すことのできない理由により使用不能となったとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

（使用者の義務）

第6条 使用者は、センターの使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成9年4月25日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成9年9月30日までの間は、改正後の旭川市農業センター条例別表第1中「210円」とあるのは「200円」と、「520」とあるのは「500」と、「780」とあるのは「750」と、別表第2中「310円」とあるのは「300円」と、「520円」とあるのは「500円」とする。

附 則（平成10年3月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第69号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月15日条例第77号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市農業センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に承認された使用にかかる使用料については、前項及び改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月13日条例第83号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市農業センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

使用区分	金 額		
	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)
和 室	270円	360円	360円
ホール	930円	1,240円	1,240円
体験農園	1平方メートルにつき		150円

備考

- 1 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分の使用料を合算した額とする。
- 2 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 3 入場料、会費又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、この表に定める額の30割に相当する額とする。
- 4 冷暖房料は、使用料の5割に相当する額とする。
- 5 この表により算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 体験農園の使用期間は、市長が別に定める。

別表第2

項目		金額
土壌診断	一般分析	1点 700円
	総合分析	1点 1,170円

5 旭川市農業センター条例施行規則

平成9年4月23日

規則第40号

改正 平成10年4月1日規則第34号

平成12年3月31日規則第87号

平成17年3月2日規則第5号

平成17年12月15日規則第69号

平成20年4月14日規則第42号

平成24年3月29日規則第5号

令和2年3月26日規則第9号

旭川市園芸センター条例施行規則（昭和48年旭川市規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市農業センター条例（平成9年旭川市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開所時間及び休所日）

第2条 旭川市農業センター（以下「センター」という。）の開所時間及び休所日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、体験農園については、この限りでない。

（1）開所時間 午前9時から午後10時まで

（2）休所日 12月30日から翌年の1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、開所時間及び休所日を臨時に変更し、又は設けることがある。

（使用の承認）

第3条 条例第4条第1項前段の規定による承認を受けようとする者は、旭川市農業センター使用（使用料減免）申請書（様式第1号。以下「使用等申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 条例第4条第3項第3号の規定により、市長は、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めたときは、センターの使用を承認しない。

3 市長は、センターの使用を承認したときは、旭川市農業センター使用（使用料減免）承認書（様式第2号。以下「使用等承認書」という。）を申請者に交付する。

（体験農園の使用）

第3条の2 体験農園は、使用しようとする個人又は1団体につき1区画の使用を承認するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 体験農園の使用期間は、5月1日から10月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することがある。

3 体験農園において、使用の承認を受けた者が次に掲げる損害を被ることがあっても、市は一切の責めを負わない。

（1）栽培作物の生育不良、病虫害又は食害

（2）栽培作物の品種間交雑

（3）栽培作物の盗難等

4 体験農園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）建築物及び工作物を設置すること。

（2）営利を目的として作物を栽培すること。

（3）使用する権利を譲渡し、又は転貸すること。

（4）その他善良な管理に反する行為をすること。

（使用の取消し等の承認）

第4条 センターの使用の承認を受けた者が条例第4条第1項後段の規定による承認を受けようとするときは、旭川市農業センター使用取消（変更）申請書（様式第3号）に使用等承認書を添えて市長に提出し、旭川市農業センター使用取消（変更）承認書（様式第4号）の交付を受けなければならない。

(分析の依頼)

第5条 センターに試料の分析を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、旭川市農業センター分析（手数料減免）申請書（様式第5号。以下「分析等申請書」という。）に試料を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の依頼があったときは、依頼者に旭川市農業センター分析（手数料減免）承認書（様式第6号）を交付する。

3 市長は、分析が完了したときは、依頼者に分析成績書（様式第7号）を交付する。

4 第1項の規定により提出された試料は、返還しない。

(使用料等の減免)

第6条 条例第5条第4項の規定により使用料を減額し、又は免除することができるのは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

(1) センター（体験農園を除く。）を使用する場合

ア 農業団体、社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体が本来の活動のために使用するとき。

イ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 体験農園を使用する場合

ア 保育所、幼稚園、小学校、中学校等が使用するとき。

イ その他市長が必要と認めたとき。

2 前項に規定する減額又は免除は、次の各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号アに該当するとき。 減額

(2) 前項第2号アに該当するとき。 免除

(3) 前項第1号イ又は同項第2号イに該当するとき。 減額又は免除

3 使用料又は手数料の減額又は免除を受けようとする者は、使用等申請書又は分析等申請書に理由を記載し、市長の承認を受けなければならない。

(冷暖房料)

第7条 条例別表第1に基づく冷暖房料の徴収期間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 冷房期間 7月1日から8月31日まで

(2) 暖房期間 11月1日から翌年の4月30日まで

(遵守事項)

第8条 センターにおいては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 備品、器具等を使用するときは、係員の指示に従うこと。

(2) 所定の場所以外で喫煙又は火気の使用をしないこと。

(3) 使用後は、係員の点検を受けること。

(組織)

第9条 センターに次の係を置く。

技術普及係

(職員)

第10条 センターに所長を、係に係長を置く。

2 センターに主幹及び副所長を、係に主査、主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

第11条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主幹は、上司の命を受けて主幹の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

3 副所長は、所長を補佐する。

4 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

5 主査は、上司の命を受けて主査の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

6 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

7 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

（分掌事務）

第12条 センターは、次の事務を分掌する。

技術普及係

- (1) 野菜、花き等の生産技術に係る調査、研究開発及び普及に関すること。
- (2) 優良種苗の導入、保存及び生産に関すること。
- (3) 依頼された試料の分析及び検査の実施に関すること。
- (4) 技術普及に係る研修会、検討会等の開催に関すること。
- (5) 各種事業の企画及び実施に関すること。
- (6) 農業に係る資料及び情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- (7) その他センターに関すること。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月25日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第87号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月2日規則第5号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年12月15日規則第69号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の旭川市農業センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る申請及び同日以後の分析又は検査に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請及び同日前の分析又は検査に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市農業センター条例施行規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成20年4月14日規則第42号）

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規則第9号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市農業センター条例施行規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市農業センター条例施行規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

<様式第1号～第7号：省略>

6 旭川市農業センター農産加工設備使用料に関する要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、旭川市農業センター条例第5条第2項に規定されている使用料について定めることを目的とする。

（使用料）

第2条 農産加工のための設備の使用料は別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

使用区分	金 額
（1）ジュース類	製品 1 ㍲につき 4 0 円
（2）農産加工品類	原料 1 kgにつき 7 0 円
（3）牛乳加工類	原料 1 ㍲につき 1 5 0 円

7 旭川市農業センター施設運営基準

（目的）

第1条 この基準は、旭川市農業センター条例（以下「条例」という。）及び旭川市農業センター条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、旭川市農業センター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

（使用の受付等）

第2条 和室、ホール及び農産加工のための設備（以下「農産加工設備」という。）の使用申込期間は、和室及びホールにあっては使用の日の1月前の日の属する月の初日から使用の日の前日まで、農産加工設備にあっては使用の日の1月前の日の属する月の初日（その日が旭川市の休日定める条例第1条第1項各号に定める日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直前の休日でない日）から使用の日の3日（休日を除く。）前の日までとする。ただし、旭川市、北海道及び国が公務のために使用するときはこの限りでない。

2 体験農園の使用期間で規則第3条の2第2項ただし書で変更する使用期間及び受付期間は、年度毎に別に定める要領等によるものとする。

（設備、備品等の使用）

第2条の2 センターの使用者は、規則第8条各号に掲げる事項を遵守するとともに、次の事項に留意しなければならない。

- （1） 使用時間を厳守すること。
 - （2） 建物を損傷し、又は汚損するおそれのある行為はしないこと。
 - （3） 加工した製品の販売を目的として、農産加工設備を使用しないこと。
 - （4） 農産加工設備の使用に当たっては衛生面に注意し、使用後は機器類を洗浄すること。
 - （5） 前各号に掲げるもののほか管理上支障があると認められる行為はしないこと。
- 2 使用者が規則第8条第1号に掲げる係員の指示に従わず設備、備品等を著しく汚損、損傷又は紛失したときは、市は、使用者に対し現品又は相当の代償をもって弁償を求めることがある。

（農産加工設備の使用料算出等）

第3条 農産加工設備の使用料に係る原料及び製品の量（以下「原料等の量」という。）は、区分毎の単位を基準として小数以下第1位を切り捨て単位限とする。

2 農産加工設備の使用料の算出は、区分毎に定めた単位当たり使用料に区分毎の前項で算出した原料等の量を乗じて得た額とする。

（冷暖房料の算出等）

第4条 和室又はホールを使用する場合の冷暖房料は、条例別表第1に定めるそれぞれの時間区分に応じ、同表第1の備考4で算出された額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。

2 ホールには冷房設備がないため、7月1日から8月31日までの間の使用については冷暖房料は徴収しない。

(減額の範囲)

第5条 条例第5条第4項及び規則第6条に規定する使用料及び手数料の減額の範囲は条例別表第1に定める額の5割に相当する額とする。ただし、区分毎に算出された減ずる額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り上げた額とする。

2 冷暖房料の減額の範囲は第4条第1項の冷暖房料の5割に相当する額とする。ただし、区分毎に算出された減ずる額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り上げた額とする。

(通して使用する場合の使用料等)

第6条 和室又はホールを午前と午後、午後と夜間など時間区分を通して使用する場合の使用料及び冷暖房料は、区分毎に算出され10円未満の端数を処理した後の額の合計額とする。

2 減額のある場合に時間区分を通して使用する場合の使用料及び冷暖房料は、条例別表第1に定める時間区分毎の使用料から第5条第1項の時間区分毎の額を減じて得た使用料の額の合計額及び第4条の時間区分毎の冷暖房料から第5条第2項の時間区分毎の額を減じて得た冷暖房料の額の合計額とする。

(減免団体等の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する使用料の減額又は免除することができる場合で、同号アに掲げる団体及び同号イで認める場合の範囲は次のとおりとする。ただし、団体の定款、会則又は要領に掲げる事業活動以外の目的で使用する場合又は条例別表第1の備考3に該当する使用の場合は除くものとする。

(1) 規則第6条第1項第1号アに掲げる団体の範囲。 別表1のとおり

(2) 規則第6条第1項第1号イで認める場合の範囲。 別表2のとおり

2 規則第6条第1項第2号に規定する使用料の減額又は免除することができる場合で、同号アに掲げる学校等及び同号イで認める場合の範囲は次のとおりとする。

(1) 規則第6条第1項第2号アに掲げる学校等の範囲。 別表3のとおり

(2) 規則第6条第1項第2号イで認める場合の範囲。 別表4のとおり

3 条例第5条第4項により手数料の減額又は免除することができる者の範囲は別表5のとおりとする。

(使用料等の後納)

第8条 条例第5条第5項ただし書の規定により使用料又は手数料を後納しようとする者は、旭川市農業センター使用料(手数料)後納申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第5項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めたときとは、国、地方公共団体及びこれに準ずる団体で前納できない相当の理由がある場合とする。

3 市長は前項により後納することを承認したときは、旭川市農業センター使用料(手数料)後納承認書(様式第2)を交付する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1

旭川市農業センター条例施行規則第 6 条第 1 項第 1 号アに掲げる団体の範囲 (1)

団体の区分	団体等の範囲及び主な団体の名称
1 農業団体	ア 本市に関わる農業協同組合（女性部、青年部、専門部会を含む） イ 本市に関わる土地改良区 ウ 本市に関わる森林組合 エ 農事組合及び各生産組織 オ 下記に示す団体 カ その他市長が農業団体と認める団体 北海道農業協同組合中央会旭川支所 北海道信用農業協同組合連合会旭川支所 ホクレン農業協同組合連合会旭川支所 全国共済農業協同組合連合会北海道本部旭川支所 北海道厚生農業協同組合連合会の市内事業所 上川中央農業共済組合 上川生産農業協同組合連合会 北海道森林組合連合会旭川営業所 （公財）北海道農業公社上川支所 （一社）ジェネティクス北海道道北事務所 （株）北海道畜産公社道央営業所上川事業所 北海道土地改良事業団体連合会上川支部 旭川青果物出荷組合連合会 旭川青果物生産出荷協議会 旭川受精卵移植導入促進組合 東鷹栖食品加工販売協議会 農村女性ネットワークかがやき

※新たな団体の設立、登録等があった場合は、本分類に照らし判断することとする。

旭川市農業センター条例施行規則第 6 条第 1 項第 1 号アに掲げる団体の範囲 (2)

団体の区分	団体等の範囲及び主な団体の名称
2 社会教育団体	ア 本市に関わる青少年団体 イ 本市に関わる女性団体 ウ 本市に関わる文化団体（旭川文化団体協議会加盟団体） エ 本市に関わるスポーツ団体（旭川市スポーツ協会加盟団体） オ 旭川市公民館生涯学習活動団体登録要綱に基づく登録団体 カ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び大学（以下「幼稚園等」という。）の P T A 等の団体並びに幼稚園等に勤務する教職員で組織する団体で教育研究を目的とした団体 キ その他旭川市長が社会教育団体と認める団体

※新たな団体の設立、登録等があった場合は、本分類に照らし判断することとする。

旭川市農業センター条例施行規則第 6 条第 1 項第 1 号アに掲げる団体の範囲 (3)

団体の区分	団体等の範囲及び主な団体の名称
3 社会福祉団体	ア 本市に関わる社会福祉法人 イ 本市に関わる社会福祉団体 ウ 本市に関わる社会福祉ボランティア団体 エ その他旭川市長が社会福祉団体と認める団体

※新たな団体の設立、登録等があった場合は、本分類に照らし判断することとする。

旭川市農業センター条例施行規則第6条第1項第1号アに掲げる団体の範囲 (4)

団体の区分	団体等の範囲及び主な団体の名称
4 地域自治団体	ア 市民委員会連絡協議会, 市民委員会及び町内会並びにこれらを構成する部会, 班 イ 消防団及び分団 ウ その他旭川市長が地域自治団体と認める団体

※新たな団体の設立, 登録等があった場合は, 本分類に照らし判断することとする。

別表第2

旭川市農業センター条例施行規則第6条第1項第1号イで認める場合の範囲

区 分	認める場合の範囲	備考
1 免除する場合	1) 旭川市が公務で使用する場合。 2) 旭川市営農改善推進協議会, 旭川市家畜伝染病自衛防疫組合及び旭川食料・環境基盤緊急確立対策推進協議会が事業活動の目的で使用する場合。 3) 北海道及び旭川市に隣接する市町村が旭川市民を対象とする公務で使用する場合。	
2 減額する場合	別表第1に定める団体に類する団体が使用する場合。	

別表第3

旭川市農業センター条例施行規則第6条第1項第2号アに掲げる学校等の範囲

区分	学校等の範囲	備考
保育所, 幼稚園, 小学校, 中学校等	市内に所在する保育所, 認定こども園, 幼稚園, 認可外保育施設, 小学校, 中学校及び特別支援学校(高等部を除く。)で保育又は授業の一環として使用する場合	

別表第4

旭川市農業センター条例施行規則第6条第1項第2号イで認める場合の範囲

区分	団体等の名称	備考
1 免除する場合	別表第3に定める学校等に類する団体で保育, 訓練又は教育の一環として使用する場合。	
2 減額する場合	市長が特に必要と認めた場合。	

別表第5

旭川市農業センター条例第5条第4項により手数料の減額又は免除できる者の範囲

区分	減免できる者の範囲	備考
1 免除できる者	旭川市及び北海道が公務のために分析又は検査する場合。	
2 減額できる者	市長が特に必要と認めた場合。	

<様式第1～第2: 省略>

8 旭川市農業センター運営懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市農業の振興を効果的に推進するとともに、都市と農村の交流機能を兼ね備えた総合的農業支援拠点として設置した旭川市農業センター（以下「センター」という。）の運営を円滑に推進するため、旭川市農業センター運営懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項についての意見交換等を行う。

- (1) 農業技術開発や情報収集など農業の生産振興に関すること。
- (2) 市民と農業の交流に関すること。
- (3) その他センターの事業に関すること。

(参加者)

第3条 懇話会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 農業関係者
- (2) 農業に関し学識経験を有する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じた者

2 懇話会の参加者は15人以内とする。

3 懇話会への参加者として対象とする期間（以下「対象期間」という。）は、市長から参加依頼を受けた日から2年とする。ただし、参加者に欠員が生じたときの後補充された参加者の対象期間は、前参加者の残りの対象期間とする。

なお、対象期間中に公募の参加者が欠員した場合の補充は行わないものとする。

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、センターにおいて行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、センター所長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

9 旭川市農業センターにおける試料の分析の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市農業センター（以下「センター」という。）における試料の分析に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分析 旭川市農業センター条例（平成9年旭川市条例第27号）第3条第3号に掲げる事業をいう。
- (2) 農業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本産業標準分類に掲げる農業をいう。

(分析の対象)

第3条 分析に係る受付対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内の農業に関わる土壌試料
- (2) 市民の農業以外における農作物の栽培に関わる土壌試料
- (3) その他センター所長が特に必要と認めた試料

(分析の実施)

第4条 分析は、センターに旭川市農業センター条例施行規則（平成9年旭川市規則第40号）第5条第1項の規定による依頼の都度随時実施するものとする。ただし、毎年10月から翌年の3月までの間は、農業者の新年度の営農計画の作成に係る集中分析取扱期間とし、前条第1号に掲げる試料の分析を優先して実施するものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

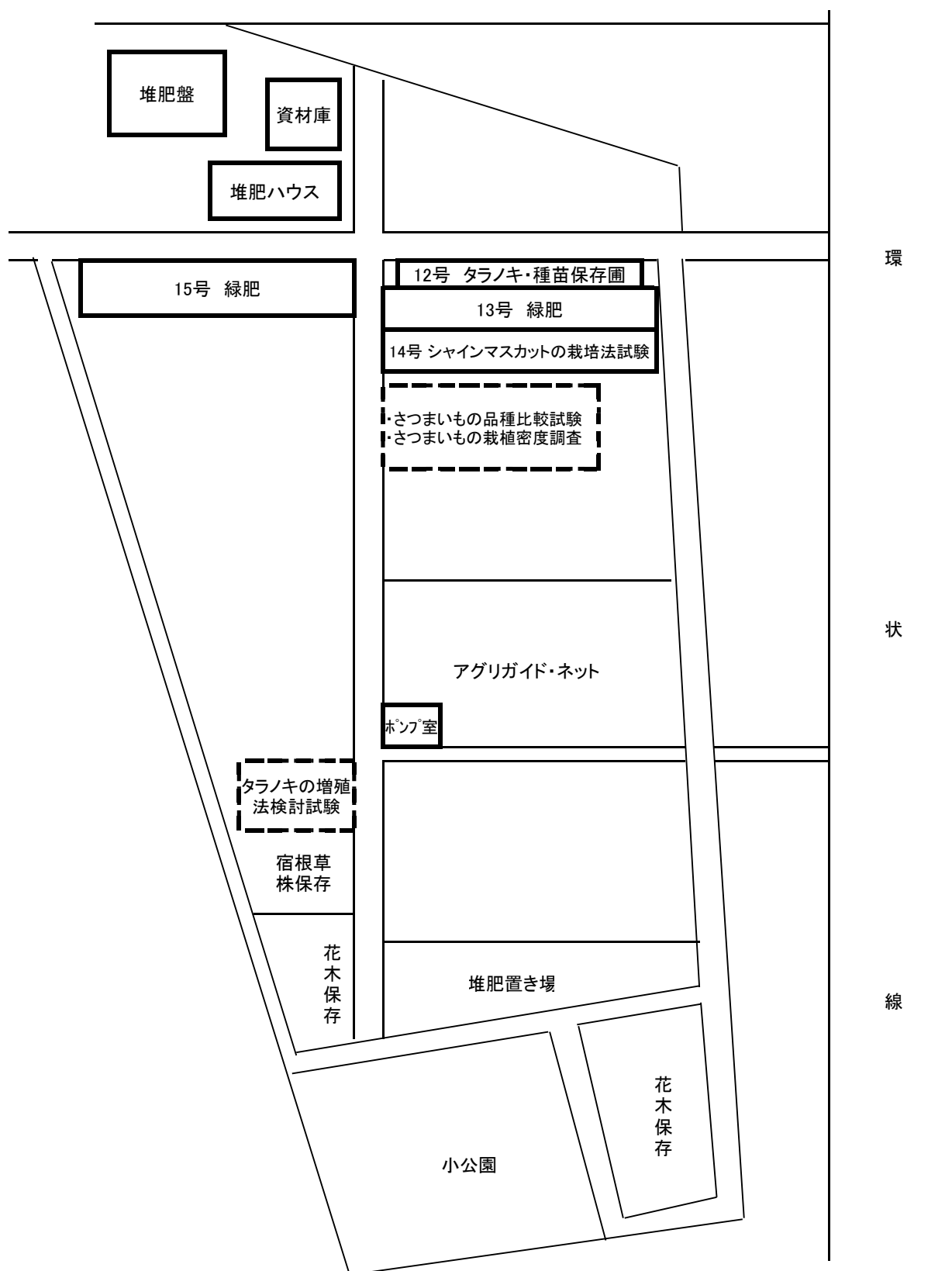
10 施設の配置図



令和3年度 ハウス利用計画図

1号ハウス	POフィルム 暖房機 30m	(展示)寒締めホウレンソウ栽培展示	空気膜 二重フィルム ハウス
2号ハウス	POフィルム 暖房機 30m	(展示)冬季野菜栽培展示	
3号ハウス	POフィルム 暖房機 30m	冬季のコマツナにおける播種適期等に関する調査	
4号ハウス	POフィルム 暖房機 30m	コマツナの作期別品種比較試験	
5号ハウス	POフィルム 暖房機 30m	サラダナの作期別品種比較試験	
6号ハウス	POフィルム 暖房機 30m	ホウレンソウの作期別品種比較試験	
7号ハウス	POフィルム 30m	パセリの品種比較試験 (参考調査)パセリのうどんこ病予防剤と殺虫剤との混用による薬害調査	
8号ハウス	POフィルム 30m	夏秋トマトの養液栽培試験	
9号ハウス	POフィルム 30m	摘み取り春菊の品種比較試験	
10号ハウス	POフィルム 28m	チンゲンサイの直播栽培試験	
11号ハウス	無被覆 20m	(展示)雪中貯蔵可能品目における貯蔵法の展示	
12号ハウス	防虫ネット 間口3.6m 36m	・タラノキの増殖法検討試験 ・種苗保存圃(ユリ)	
13号ハウス	無被覆 40m	緑肥	
14号ハウス	POフィルム 40m	シャインマスカットの栽培法試験	
15号ハウス	無被覆 39m	緑肥	

令和3年度 露地ほ場配置図





○道北バス

系 統	バス停	徒 歩	距 離
47 番 上雨紛線	雨紛 7 号	3 分	0.2 km
39・40 番 美瑛・白金線	4 号	20 分	1.6 km
41 番 西神楽 18 号線	4 号	20 分	1.6 km

○J R

富良野線	緑が丘駅下車	25 分	2.0 km
------	--------	------	--------

※ 乗り場や経路など詳しくは、直接道北バス又は JR へお問い合わせください。

※ JR 旭川駅から花菜里ランドまでは距離で 7km、車で約 20 分です。

旭川市農業センター(花菜里ランド)

〒070-8033 旭川市神居町雨紛

TEL:0166-61-0211

FAX:0166-63-2454

eメール: nougyoucenter@city.asahikawa.hokkaido.jp

ホームページ: <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

ホーム> 暮らし> 産業・しごと・消費生活 > 農・林業 > 花菜里ランドの概要 >
旭川市農業センター(花菜里ランド)トップページ



あなび